

看護師の皆さんが安心して派遣で働くために

# 『令和6年度分（2025年申告） 派遣社員の年末調整・確定申告』

2024年11月20日

日本派遣看護師協会

# 目次

- 1 確定申告・年末調整とは？
- 2 年末調整の流れ
- 3 派遣社員でも確定申告が必要な場合はあるの？
- 4 確定申告のスケジュール
- 5 確定申告の流れ
- 6 令和5年度分からの変更点（定額減税）①
- 7 令和5年度分からの変更点（定額減税）②

## 1. 確定申告・年末調整とは？

年末調整は、1年間の納税額を確定させる重要な業務です。派遣社員の皆さまも一部必要な場合があるのでここでは詳しく解説していきたくと思います。

とくに令和6年度（2024年）の年末調整は、資料に一部変更があるため正しく理解しておきましょう。ここでは、最新版の年末調整の手続きと提出資料について解説します。

### 確定申告とは？

確定申告とは、**1月1日から12月31日の1年間の所得を翌年2月16日から3月15日までの間に税務署に申告**し、所得税の納税額を確定・納めるまでの一連の手続きを指します。

源泉徴収や予定納税などが実際に納めなければいけない納税額より多ければ還付を受けられ、課税対象の収入があれば、それに応じた所得税を納税します。

主に個人事業主やフリーランスを含む自営業の人など、給与所得以外の所得がある場合は個人で確定申告をしなければなりません。なお、個人事業主などが得る雑所得や事業所得とは、収入から必要経費を差し引いた金額のことです。

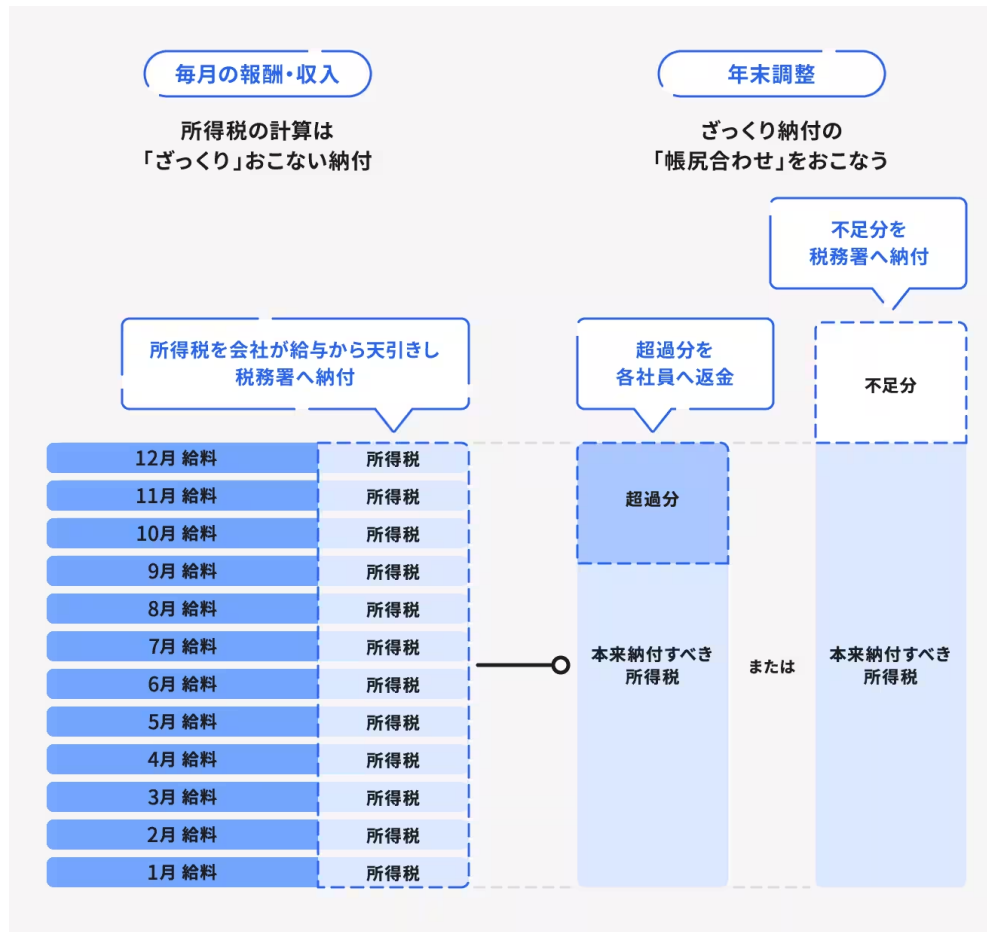
### 年末調整とは？

会社員やアルバイト・パートなどの給与所得者は「源泉徴収」というかたちで、毎月の給与やボーナスから所得税が天引きされ、**会社が従業員に代わって申告・納税**をします。

しかし、この段階での所得税額は概算のため、どうしても過不足が出てきてしまいます。毎月概算で徴収した所得税額と、算出された正しい所得税額を照らし合わせ、過不足分を従業員に還付または追加徴収する手続きのことを年末調整といいます。

## 2. 年末調整の流れ

毎月の給与から控除されている所得税と年末調整後の所得税に差額がでるのはなぜでしょうか。ここではその仕組みを簡単に解説していきます。



毎月の給与から控除される所得税は概算で計算された所得をもとに課税されているから、年末調整で最終的な所得税額がきまるのね。



### 3. 派遣社員でも確定申告が必要な場合はあるの？

派遣社員の場合、基本的には派遣会社が年末調整（2頁参照）を行ってくれるので、自分で確定申告をする必要はありません。

しかし、以下のケースの場合は派遣社員でも確定申告が必要になるため注意が必要です。

#### 派遣社員でも確定申告が必要な3つのケース

##### ① 年末調整時に派遣会社との雇用関係がない

年末調整が行われる12月時点で派遣元と雇用関係がない場合は、年末調整ができません。自分で確定申告を行いましょう。また12月時点で雇用契約があったとしても、雇用契約のタイミングによっては年末調整の対象から外れてしまうこともあります。派遣会社ごとに規定があるため、事前に確認しておきましょう。

##### ② 副業などでの収入が20万円を超える

副業なやアルバイトなどでの収入が20万円を超える場合は確定申告の必要があります。尚、配当所得や不動産所得などの収入が20万円を超える場合も同様です。

##### ③ 医療費控除や住宅ローンがある

医療費控除や最初の年の住宅ローン控除は年末調整で申請できませんので確定申告が必要です。ただし、2年目以降の住宅ローン控除は年末調整が可能です。



派遣元との雇用契約内容は常に確認しておきましょう。また副業をされている方も要注意ですね！

## 4. 確定申告のスケジュール

確定申告は所得税法により「翌年の2月16日から3月15日までの間に確定申告すること」が定められています。尚、3月15日が土日祝日の場合は次の平日にまで期日が延長されます。したがって、2023年度分の確定申告は下記日程となります。尚、確定申告の計算をした結果、還付金が出る場合は、「法定申告期限から5年間」は申告できます。

令和6年度（2024年）分の確定申告期間：**2025年（令和7年）2月17日（月）から2024年3月17日（月）**

### 確定申告の事前準備

#### ①源泉徴収票

給与所得のあるすべての会社の源泉徴収票を準備しましょう。派遣だけでなく副業やアルバイトで20万円を超える場合も同様に源泉徴収票が必要です。ない場合には勤務先に発行の依頼をしますが、倒産などの事情により源泉徴収票の発行が難しい場合は給与明細などを計算して確定申告書を作り、「[源泉徴収票不交付の届出書](#)」という書面を提出してください。

#### ②マイナンバーカードのコピー

マイナンバーカードのコピーだけでなく、マイナンバーカードの番号確認書類と本人確認書類のコピーでもOK。扶養している親族がいれば、そのマイナンバーも必要です。

#### ③控除に関する必要書類

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、医療費の明細書、保険料控除に関する証明書など

引用元：[国税庁『所得税の確定申告』](#)

## 5. 確定申告の流れ

国税庁HPに[確定申告のページ](#)がありますので、詳細を調べる場合は国税庁の公式サイトで確認しましょう。

### 確定申告の流れ

#### ①確定申告書の作成

国税庁ホームページで公開されている「[確定申告書等作成コーナー](#)」を利用するのが便利です。こちらではスマートフォン、タブレット、パソコンなどで作成できます。

尚、確定申告会場ではスマホを利用した確定申告の指導を受けることができますが、「入場整理券」が必要です。相談はチャットボットや電話でも可能ですので、うまく活用しましょう。

#### ②確定申告書を税務署に提出する

作成した申告書等は、次のいずれかの方法で送付します。

- (1) [e-Tax](#)で申告する
- (2) 税務署に郵送する
- (3) 税務署に持参する

## 6. 令和6年度申告分の変更点（定額減税）①

令和6年分所得税について、定額による所得税の特別控除（以下「**定額減税**」といいます。）が実施されています。

**年末調整の際には、「不要控除等（異動）申告書」を勤め先に提出することになります**が以下の点についてもご注意ください。

### 年末調整の際に定額減税の対象となる人

年調減税額は、「**本人 30,000 円**」と「**同一生計配偶者と扶養親族 1 人につき 30,000 円**」との合計額となります。

年調減税額の計算に当たっては、「**扶養控除等（異動）申告書**」や「**配偶者控除等申告書**」などから、**年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者の有無及び扶養親族（同一生計配偶者及び扶養親族はいずれも居住者に限ります。）の人数を確認し記入**するようにしてください。

なお、同一生計配偶者（居住者に限ります。）を年調減税額の計算に含めるためには、給与所得者が、「**配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書**」にその配偶者を記載して提出する必要があります。

### 【年調減税額】

居住者	納税者本人	→	30,000円	合計額
	同一生計配偶者	→	1人につき 30,000円	
	扶養親族	→		

引用元：[国税庁『令和6年度分年末調整のしかた』](#)



## 7. 令和5年度分からの変更点（定額減税）②

### 年調減税額の控除

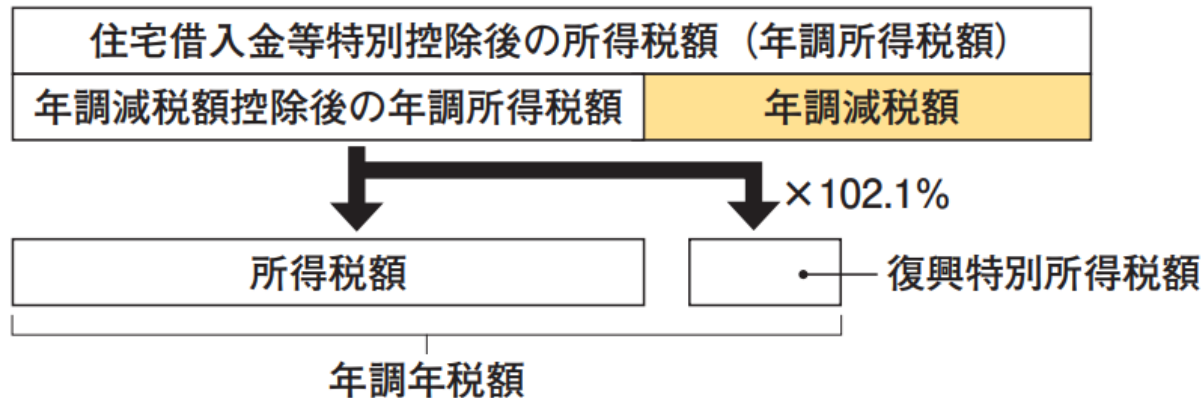
※住宅ローン控除を受けられる方は以下の記事もご参考になさってください。

年調減税額の控除は、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除後の所得税額（年調所得税額）から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行います。  
また、年調減税額を控除した金額に102.1%を乗じて復興特別所得税を含めた年調年税額を計算します。

（注）年末調整終了後に作成する「給与所得の源泉徴収票」には、その「（摘要）」欄に、定額減税に関する事項の記載が必要となります。

「給与所得の源泉徴収票」等の法定調書の作成については、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照してください。

### 【年調減税額の控除】



引用元：[国税庁『令和6年度分年末調整のしかた』](#)